

○横浜国立大学教育学部附属教育デザインセンター規則

(平成 29 年 2 月 9 日規則第 21 号)

改正 平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号 平成 31 年 3 月 26 日規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則（平成 16 年規則第 5 号）

第 16 条の規定に基づき、横浜国立大学教育学部附属教育デザインセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、教員養成の全学的な質保証と地域社会の教育力の向上のために、学内外の関係諸機関との連携のもとに、教員養成と教育実践について研究及び運営の統括など組織的な対応を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成及び教育実践に関する研究及び運営の統括
- (2) 教員養成カリキュラムに関する研究及び運営の統括
- (3) 教員養成及び教育実践に関する研究成果の公表
- (4) センターの業務に係る委員会の統括に関する業務
- (5) その他センターの目的達成に必要な業務

(部門)

第 4 条 センターに前条の業務を遂行するために、次の部門を置く。

- (1) 実践デザイン部門
 - (2) 研究デザイン部門
- 2 前項第 1 号に規定する部門は、教員養成及び教育実践に関する研究と教員養成に関する委員会等の運営の統括を行う。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する部門は、教員養成カリキュラムに関する研究とそれに関わる委員会等の運営の統括を行う。

(教職員)

第 5 条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他の教職員

(センター長)

第 6 条 センター長は、教育学部又は大学院教育学研究科の専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 センター長の選考は、第 11 条に規定する運営委員会の推薦に基づき、教育学部教授会の議を経て、学長が行う。

4 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務教員)

第 7 条 センターに兼務教員を置く。

2 兼務教員は、第 3 条に規定する業務に従事する。

3 兼務教員は、横浜国立大学(以下「本学」という。)の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、教育学部長が任命する。

(客員教授等)

第 8 条 センターに客員教授又は客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

2 客員教授等は、第 4 条に規定する部門のいずれかに所属し、専任教員と共同して教育研究を行うものとする。

3 客員教授等候補者の選考は、国立大学法人横浜国立大学客員教授等称号付与規則(平成 16 年規則第 182 号)に基づくものとする。

(研究員)

第 9 条 センターに、研究員を置くことができる。

2 研究員は、第 4 条に規定する部門に関連した研究及び実践歴等を有する者のうちから、第 11 条に規定する運営委員会の議を経て、教育学部長が委嘱する。

3 研究員の任期は、1 年以内とし、再任を妨げない。

4 研究員は、研究、教育及び指導の成果を公表するものとする。

(研究・指導プロジェクトチーム)

第 10 条 センターの業務を推進するため、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームには、本学の教員、客員教授等及び研究員等が構成員として参加することができる。

(運営委員会)

第 11 条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、横浜国立大学教育学部附属教育デザインセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 12 条 センターの事務は、教育学系事務部において処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て教育学部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命されるセンター長は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に現に横浜国立大学教育人間科学部附属教育デザインセンター長である者を充てることとし、同条第 4 項の規定にかかわらず、任期は平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日規則第 35 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。